認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和　　年　　月　　日

　　河　南　町　長　あて

申　告　者　　　住所又は所在

（納税義務者）

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　　　）　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　個人（法人）番号

地方税法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する固定資産税の減額（認定長期優良住宅）について、河南町税条例附則第１０条の３第２項の規定により、下記のとおり申告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　有　者（納税義務者） | 住　　　　所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 家　屋　に  関　す　る  事　　　項 | 所在地 | 河南町 |
| 家屋番号 |  |
| 種類 |  |
| 構造 |  |
| 床面積 | ㎡ |
| 建築年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 登記年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 居住開始年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 期日まで申告書を提出できなかった理由 | ※新築年月日の翌年の１月３１日までに申告書を提出できなかった場合のみ記入してください。 | |
| 備　　考 |  | |

※添付書類等詳しくは、裏面をご覧ください。

* 長期優良住宅に係る減額申告書に添付する必要書類

　　・建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行する認定を受けて新築された住宅であることを証する書類（認定通知等）

* 対象となる住宅の要件について

１．建築時期が「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成２１年６月４日）から令和２年３月３１日までに新築された住宅であるもの。

２．住宅部分の床面積が５０㎡以上２８０㎡以下（一戸建以外の貸家住宅の場合４０㎡以上２８０㎡以下）のもの。なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たり床面積で判定します。

　また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の２分の１以上となるもので、かつ１２０㎡までの部分に限られます。

* 減額される期間について

　　１．３階建以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・・新築後７年度分まで

　　２．一般の住宅（上記以外の住宅）・・・・・・・新築後５年度分まで